

公 告  
令和5年8月7日

菊川・大迫田浄水場等運転管理業務委託に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

周南市上下水道事業管理者  
上下水道局長 井筒 守

### 1. プロポーザルの名称及び方式等

- (1) プロポーザルの名称  
菊川・大迫田浄水場等運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル
- (2) プロポーザルの方法  
公募型プロポーザル
- (3) 主催者及び事務局  
主催者 周南市上下水道局  
事務局 周南市上下水道局 浄水課

### 2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 菊川・大迫田浄水場等運転管理業務委託
- (2) 委 託 場 所 菊川浄水場（常勤）及び楠本浄水場（無人）  
大迫田浄水場（常勤）及び一の井手浄水場（無人）  
上記以外のポンプ場、配水池等場外関連施設
- (3) 委 託 期 間 令和6年4月1日より令和9年3月31日まで  
※契約は令和5年11月中旬を予定している。
- (4) 発 注 者 周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守
- (5) 業 務 内 容 浄水場等の運転維持管理業務  
①浄水場等施設運転監視制御  
②設備、機器の保守点検業務  
③環境整備業務  
④水質管理業務  
⑤その他運転維持管理に必要な業務

### 3. 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書提出時において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこ

と。

- (3) 参加表明書の提出日時時点で、業務委託（業種は建物等の保守管理とする）において周南市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていないこと又は受けることが明らかでないこと。
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 日本国内において水源を地表水とし、水道用水供給事業、水道事業に係る浄水場施設（凝集沈殿処理・急速ろ過処理を行う施設能力20,000m<sup>3</sup>/日以上）の運転管理業務（運転監視業務及び保守点検業務等）を平成14年4月1日以降に元請として事故なく3年以上履行した実績を有すること。なお、受注を証明できる書類の提出が必要である。
- (7) 参加形態は単体企業であること。
- (8) 本業務を統括する本店、支店又は営業所（商業登記済）が山口県、広島県、島根県又は福岡県内にあること。

#### 4. 審査及び評価の方法等

##### (1) 審査及び評価の流れ

###### ① プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加表明書及び業務提案書受付終了後、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングは令和5年10月を予定しており、日程及び実施内容については別途通知する。

※業務提案書提出者が多数となる場合は、①書類審査②プレゼンテーション及びヒアリングの2段階審査とする。

※業務提案書提出者が1者の場合でも、本業務提案競争は成立することとする。

###### ② 審査結果の通知

参加事業者全員に対し審査結果通知書（様式 7）により審査結果を通知する。

#### 5. 手続等

##### (1) 事務局

周南市上下水道局 浄水課

〒745-8655

周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8675

FAX番号 0834-32-2977

電子メール [suido-josui@city.shunan.lg.jp](mailto:suido-josui@city.shunan.lg.jp)

##### (2) プロポーザル実施要領の配布期間、場所及び方法

① 配布期間 令和5年8月7日（月）から令和5年8月25日（金）まで

② 配布場所 事務局

③ 配布方法 直接交付（無料）またはホームページからダウンロードによる。

直接交付の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までと

する。

(3) 現場説明会申込書及び資料閲覧申込書の提出手続き

- ①開催期間 令和5年8月7日(月)から令和5年8月24日(木)まで  
土曜日、日曜日、祝日は実施しない。
- ②提出先 事務局
- ③提出方法 提出期間内にFAX又は電子メールにて事務局に提出
- ④提出書類 現場説明会申込書(様式 1)または、資料閲覧申込書(様式 2)  
現場説明会・資料閲覧日時は、後日連絡とする。
- ⑤その他 現場説明会・資料閲覧ともに自由で、参加の有無は評価に関係しない。  
※開催決定後、無断欠席者は参加資格を失う。

(4) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和5年8月25日(金)午後5時まで
- ②提出場所 事務局
- ③提出書類 ア 参加表明書(様式 3)  
イ 会社概要書  
ウ 財務状況(直近2ケ年の会計年度における貸借対照表、損益計算書、  
キャッシュフロー計算書、個別注記表)  
エ 履行実績調書(様式 4)及び業務委託契約書の写し
- ④提出方法 持参又は郵送(いずれの方法も提出期限内必着のこと)  
持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 業務提案書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和5年9月22日(金)午後5時まで
- ②提出場所 事務局
- ③提出書類 業務提案書、提案見積書
- ④提出方法 持参又は郵送(いずれの方法も提出期間内必着のこと)  
持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 本件に関する質問の受付期限、場所及び方法

- ①受付期限 令和5年8月18日(金) 午後5時まで
- ②提出場所 事務局
- ③提出書類 質問書(様式 6)による。
- ④提出方法 FAX又は電子メールのみによる。(持参不可、いずれの方法も提出期限内必着のこと。)
- ⑤質問への回答

令和5年8月22日(火)9時以降に周南市ホームページに掲載する。

6. その他

- (1) 手続きに使用する言語  
日本語
- (2) 契約書作成の要否  
要

(3) その他

詳細は、「プロポーザル実施要領」による。